

## 相州海防から見た川越藩政

大湖賢一

### 一. はじめに

ペリー来航以前、江戸湾海防に多くの藩が従事した。そのなかで江戸湾西岸の担当藩は、会津藩・浦賀奉行・川越藩・彦根藩(1)と変わってきた。そしてそれらの諸藩のなかで最も長期にわたって相州海防を担当したのが川越藩であった。

本年報の「幕末海防史研究の方法と視角」でふれられているように、今後の海防体制の研究のため多くの研究課題が解決されなければならぬ。海防の費用負担と個別領主の財政関係、海防の社会的費用と「百姓成立」の関係、海防と個別藩政史との関係などが今後、さらに深められていく必要がある。

それらの課題のうち、本稿では相州海防に従事した実態から見た川越藩政の分析を行う(2)。川越藩政については、『前橋市史』が詳細な検討を加えているが、海防体制の関係からの論及はあまり行われていない。なお本稿では、あくまでも川越藩政の問題に課題を限定するため、三浦半島の農民の問題についてはほとんど言及しないことになる。

### 二. 川越藩士の海防実態

川越藩は一八一〇(文化七)年にいったん相州沿岸警備の任を解かれるが、一八二〇(文政二)年に再び沿岸警備を命じられる。これ以後、川越藩は本格的に海防に従事することになる。

その後、一八四二(天保一三)年、幕府は従来の「無二念打私令」を撤回し、「薪水給与令」を布達する。その政策転換にともな

って幕府は翌年に江戸湾の警備を強化する方針を打ち出し、房総側は忍藩に、三浦半島側は川越藩に警備を一任する。川越藩はあらためて藩士を三浦半島に派遣することになる。

川越藩は三浦半島の大津村に陣屋を設置し、武者奉行をはじめとする藩士を相州に派遣した。また相州分領の名主・村役人などに苗字帯刀を許し水主差配役に任命した。実質的な海防上の人員は、彼ら村落指導層に依拠することになった。

しかし、遠く川越から三浦半島に派遣された藩士たちの生活実態は決して楽なものではなかった。

居附組之者共之義ニ御座候、是迄積年難渋其上小身之者ニ候得ハ、畑作手稼等仕、細々取統罷在候処、此度其元居附被仰付候二付、引越之上爰元凌方之義如何可仕哉、誠ニ以当惑仕候二付、御元引払方を始、爰元凌方之義ニ付種々歎出申候二付、無余義筋二候へハ御歎申上候処、其義も難被為附旨被仰聞候処、莫太之御物入之義も奉恐察罷在、且御大切之御勤場工被差向候御奉公向之義ニ付黙止罷在、下方工事を分厚く申論し真晴ニ游附候様申聞、見当も無御座義ニ御座候処、御元引払之義も無理無理ニテ出立仕、道中長途日々病人、其外幼之者馬駕籠等ニテ漸到着仕候得ハ、格外之入用多く相掛り候二付、爰元ニテ米薪等調候積り之金銭迄遣切申候二付、凌方如何可仕哉当惑罷在候処、大廻し着不仕候二付幸ひ御仕出し頂戴仕居候二付、一日一日と送り罷在候才覚筋之義、小頭迄申出居候得共、土地新タ成義二候へハ、一向手段も無之当惑罷在候(3)

この史料は、一八四三年五月に、相州海防に従事していた足輕

層の「難渋」の実態を物頭が訴え出たときのものである。一八二〇年の本格的な海防体制が取り組まれて以来、相州では一八二二年至房州沖に異国船（サラセン号）が、一八三七年にはアメリカ船モリソン号が浦賀に来航し、兩年とも川越藩は海防のため出動した。また一八四三年には將軍家慶が日光社参を行い、その間江戸見回り警備の任を負っている。

もともと財政的に豊かではない状態であったところに、はるばる相州まで海防のために派遣された藩士たちは、日々の生活を維持するためにも大変な苦勞を重ねている。このような状態で藩士たちの海防に対する意識が高まるはずもなく、また村役人層の働きなくして海防が成り立たないことも読みとることが出来る。

### 三、川越藩の領地支配

川越藩は武蔵国川越周辺を領有した中小藩である。酒井氏、堀田氏、松平氏、柳沢氏などが藩主をつとめ代々譜代藩として、江戸北部の重要な拠点として位置づけられた。

相州海防に従事した時の川越藩の当主は、家康の次男結城秀康の子孫である越前松平家であった。越前松平家は、越前勝山に始まり都合九回もの転封を繰り返していた。そのため、前任地である姫路時代からすでに財政は窮乏していた<sup>(4)</sup>。度重なる転封により、松平氏は転封先で知行高に相應する家臣団を次第に拡大していった。このため松平氏は徳川氏の血統を引く由緒を誇ったものの、主従関係による家臣団の結束に欠けていた。そのためにもことさら「由緒」を強調し、將軍家からの養子を迎えることなどにより、家臣団の統制をはかることが行われていた<sup>(5)</sup>。

松平氏は一七四九（寛延二）年に姫路から前橋に入封した。しかし、前橋城がたびたび水難にあつたため、一七六七（明和五）年に川越城に移り前橋城は廢城となった。

松平氏は姫路時代に二〇万七〇〇〇石を領有していたが、前橋

入封後は一七万五〇〇〇石ほどになり、実質的には前任地の六割ほどの財政規模でしかなかった。また、領地は前橋・川越のほか広範囲な領域に分散しており、一円支配はきわめて困難であった。藩財政の慢性的窮乏は一貫して代々の藩主の悩みの種となる。

この藩財政のもと、かなり早い段階で行われていたのが、擬作の実施であった。擬作とは、家中に対する禄米の借上げ、つまり禄米の支給高を減じることである。藩財政のなかで最も大きな支出は当然禄米であった。擬作の借上率は時代によって変遷しているが、天明年間には七割三分、天保年間には八割五分という「いわば最低の食料配給」という水準にすなわつたという<sup>(6)</sup>。

このような擬作の実施にもかかわらず藩財政の悪化は食い止められなかった。

文政期の藩財政を見てみると、歳入は一一万三〇〇〇俵に対して、歳出は一一万九八〇俵であり、そのうち家中扶持米は七万六〇〇〇俵余を占めていた。またこの時期にすでに二〇万五六〇〇両余の借財を抱えていた。

天保八年五月段階では、表高は一五万石あったが米方実収入四万五〇〇〇石ほどしかなかった。そのうち米方支出の約七割は家中への知行扶持だった。金方収入のうち、城米・困い米・勸農米・残米の払米代金が約五割を占めており、金方支出のうち最も多いのが江戸藩邸関係であった。また借財は一年間で約四万八〇〇〇両にも達し、総計では約四〇万両にもなつていた。その内訳は、公金借用が約一一万三〇〇〇両、江戸商人からの借用が約七万両、京・大坂などの商人からの借用が約一五万両、領内農商からの借用が約七万両であった。しかもこれらの借用を返却する目途はほとんど立たなかつた。ちなみに一八一二（文化九）年から一八四四（弘化元）年まで川越の豪商で藩財政を支えていた横田家から川越藩が借用していた借入金六万四〇〇〇両あまりのうち、藩が返済したのはわずか九二五両であった。

#### 四、川越藩の藩政改革

川越藩の慢性的な財政窮乏は、海防政策を遂行するうえでも大きな桎梏となっていた。そこで歴代の藩主は様々な手法の藩政改革を実行せざるをえなかった。すでに擬作のような歳出抑制策は当初から実行されていた。

川越藩が海防に従事していたときに本格的に藩政改革にのりだしたのが松平斉典だった。斉典は一八一六（文化一三）年に藩主に就き一八五〇（嘉永三）年に死去するまでの三十四年間にわたって川越藩政を司ることになった。斉典の藩政改革のひとつの柱は、興農政策の実施である。勸農掛役所を設置し、農民に貸し付けるための永続金制度を創設、また荒地を開墾し藩直営で経営を行い、農村では無尽講結成を推進していった。また財政の好転をはかるため川越の大商人であった横田家を五〇〇石取りで起用し、藩財政全般を統括させるなどの改革を行った。

そして前述のように、家臣団の統制をはかり同時に幕府に対する発言権を強めるために、一八二七年に將軍家斉の二十四男紀五郎を斉典の養子に迎えることに成功する。以後、斉典はこの養子縁組を最大限に利用して藩政改革を試みる。

斉典が当初から展開したのが幕府への転封、上知願いである。紀五郎を養子に迎えた翌年、早くも斉典は旧姫路領での転封を願ひ出ている。それが実現しなかったとみると、翌一八二九年に近江国分領の上知と川越藩付の代知を願ひ出ている。この願ひに一貫している主張は、川越藩領の一円化、つまり領地の分散化の克服の途であった。

この主張は一八三八年に斉典と斉省（紀五郎）父子がそれぞれ別々に幕府に提出した「前橋城帰城願」でも見ることができ（7）。「帰城願」によると、越前松平家は今まで都合十二回の所領替えを幕府の命令によって行ってきた。そしてその度に移転費用がかかりその合計額は膨大なものになってきている。そのため様々な

手段を使い儉約を実行してきたがそれにも限界がある。拝借金で何とかつないできたが、京・大坂よりの借金がさらに嵩んでいる状態である。そして松平家が前橋領に移転してきたが、前橋領の前任者である酒井氏のとときの一七万石のうち伊勢崎領新田二万石が現在抜け落ちている。そこで少なくとも前任者並に二万石の加増・回復をお願いしたい。

また前橋城については水害のために川越城に移転したのだが、最近では川筋も良くなり以前のような崖崩れはなくなった。そこで前橋城を再築したいが、その費用を捻出するためにも二万石を前橋城付で加増していただきたい。また川越城も残しながら居城を前橋に移すつもりであるが、それは相州海防を考慮してのことである。

左候得者兼而奉蒙仰居候相州表浦賀最寄江自然異国船渡来之節、人数出之義者文政度水野出羽守殿江申上置候通、相州陣屋付二も人数差置其余沓番手人数之義者川越表ヨリ繰出候事、二相成居候得共、（中略）右沓番手備之義者川越表居付二差置、非常急速之御用相勤り候様、武具以下糧米等二至迄、手厚二備置申度奉存候

川越城にも手備えの者を配置しておくので、非常事態にも対応出来るようにしておくつもりである。そして、この帰城願のはしばしには「大蔵大輔家督之安心」という、斉省に対する家督相続を安心して行えるためという文言が差し込まれている。

結局、この前橋帰城は実現しなかったが、この帰城願が出された二年後、意外な形で川越藩の移封の実現が検討されることになった。

一八四〇（天保一一）年十一月、松平斉典は出羽国庄内藩一四万石に転封の命を受けた。幕府はこれにともなう、庄内藩酒井忠器を越後長岡へ、長岡藩牧野忠雅を川越へ移すという、いわゆる三方領地替えの計画を発表した。

三方領地替えについては、従来様々な原因が考えられてきた。

そのなかで川越藩に關していえば大御所家齊の妻子優遇策、すなわち恣意的な移封として行われたという説が一般に唱えられてきた。

しかし、これに対して氏家幹家の研究(8)によつて異論が唱えられた。氏家は松平齊典が文政年間に領内に設置した組合村(頭取名主制)に着目し、これが幕府の文政改革に対する川越藩の独自性の主張としてとらえられたこと、そして三方領地替えは、幕府当局の関東組合村体制の貫徹のなかで障害となつていた川越藩を移封しようとしたのだという。しかし三方領地替えは庄内藩の領民の抵抗などもあり、結局実現しなかつた。領地替え中止後、川越藩の表立つた転封・領地替えの要求は行われなくなる。その理由は、明らかではないが、養子であつた斉省が一八四一年五月に死去したことは多少の影響があつただろう。

幕府は、領地替えの中止にともなつて川越藩に二万石の加増を行い、ある意味では川越藩に讓歩の意思を示している。また、一八四二年には相州分領も含めて村替えが行われ、一部ではあるが藩領の一円化が実現する。その後、江戸湾近くに多くの異国船が来航してくる。そのため川越藩はさらに海防のための出費が増えていった。一八四五年のマンハッタン号来航、一八四六年のビツドル艦隊の来航、一八四九年のマリナー号の来航などでは特に出費が多かつた。そのため川越藩の借財は、さらに増加していった。すでに川越藩は馬喰町御用屋敷貸付金の返納猶予願を天保年間に数回も提出していた。しかし、その後も一八四二年、四六年、四七年と立て続けに幕府から拝借を行つている(9)。

長年藩政を担つてきた齊典は死去の前年、イギリス軍艦マリナー号来航の後に幕府に海防意見を提出している。そのなかで異国船に対する薪水給与の必要性を訴えると同時に、海防を遂行するための財政上の問題を以下のように指摘している。

富国強兵之味を以御力を被為添、兼而御貯被為置候 公辺之御府庫を被開、其虎口江被差向候諸侯を御賑救被成被下候様

仕度奉存候(中略)相州御備場之義は永久引請被 仰付限りも無御座、永世無滞相勤候様勤役中ハ御地処ニ而御渡被成下候と申ものか、又は年々御手当被成下候と申ものか、いつれとか、御憐怒之御沙汰奉蒙度奉存候(10)

そしてこの意見書の最後に川越藩が天保一三年からこの年まで海防に費やした費用を付け加えている。それによると川越藩は、金一〇万六八〇〇両、米一万八五〇〇俵余を使つたが、そのうち金一万五〇〇〇両は幕府からの拝借金であるという。幕府にとつても川越藩にとつても海防の費用の負担は、非常に重くのしかかつていた。ペリー来航後の一八五三年に川越藩は相州海防を免除され、江戸湾一之台場警備を命ぜられ、海防の第一線からは退いていった。

## 五 おわりに

川越藩政にとつての海防はどのような意味があつたのだろうか。すでに見てきたように、川越藩にとつて海防は財政的には過大な負担となつてきた。そのため藩は各種の財政改革を行つてきたが結局は、度重なる謝金・拝借金によつてしか海防費用を捻出できなかつた。その実態は川越藩の政治上の立場に微妙な影響を与えていった。以前より越前松平氏は親藩大名のなかでも「家格」を誇つてきた。そしてそれがために積極的に海防に關わつていくが、それは海防動員と財政難の進行に海防遂行の限界を示していつてしまう。

本稿では、残念ながら海防遂行のための川越藩のネットワーク(川越・前橋↓江戸↓相州)の解明に着手することが出来なかつた。川越藩政における海防の意味をさらに浮き彫りにするためにも、このネットワークが具体的な海防遂行にどのような機能していったかは今後の課題としておきたい。

(1) 原剛『幕末海防史の研究』名著出版 一九八八年七月 一七頁参照

(2) 川越藩政についての先行研究としては以下を参照。①『前橋市史』第二卷(一九七三年八月)、②『川越市史』第三卷

近世編 一九七三年一月、③『新編埼玉県史』第一七巻近世八 領主(一九八五年三月)、④『神奈川県史』資料編

一〇 近世七(一九七八年三月)、⑤山田武麿『前橋藩』『新編物語藩史』第三巻 新人物往来社(一九七六年三月) 所収、

⑥大館右喜『川越藩』同上、⑦浅見隆『天保改革論—上知令と軍役—』『講座日本近世史六 天保期の政治と社会』有斐閣(一九八一年四月) 所収、⑧高橋実『文政改革をめぐる幕府と川越藩の対立の位相』群馬県地域文化研究協議会『群馬文化』二二二(一九九〇年四月)、⑨氏家幹人『近世解时期における在方風俗の逸脱と統制』『地方史研究』一七一(一九八一年六月)、⑩高橋令治『川越藩の相州に於ける江戸湾防備』『法政史学』一一、⑪田村正純『川越藩の相州警衛について』『国史談話会雑誌』二二、⑫益田愛『天保改革期の江戸湾防備』『論集さんせい』六(一九八一年五月)、⑬筑紫敏夫『川越藩相州分領の地域的支配について』村上直・神崎彰利『近世神奈川の地域的展開』有隣堂(一九八六年四月) 所収、⑭森田武『文政・天保期における川越藩の公儀拝借金と知行替要求について』『埼玉大学紀要教育学部』第三一卷 一九八三年三月。

(3) 前掲『神奈川県史』資料編一〇、史料六三『天保一四年五月 相州陣屋居付足軽等下付金につき歎願』

(4) 前掲『前橋市史』七六一頁

(5) 前掲『新編埼玉県史』二六五頁

(6) 前掲『前橋市史』七八九頁

(7) 前掲『前橋市史』第二卷九八七〜九九三頁  
(8) 前掲氏家論文を参照  
(9) 前掲森田武論文を参照  
(10) 前掲『新編埼玉県史』第一七巻、史料四一〇「嘉永二年六月 松平齊典海防之儀ニ付幕府へ上書」

【川越藩政年表】

- 一七四九(寛延二)
- 一七五〇(寛延三)
- 一七六六(明和四)
- 一七六八(明和五)
- 一七七七(安永六)
- 一七七九(安永八)
- 一七八三(天明三)
- 一七八四(天明四)
- 一七八九(寛政元)
- 一七九二(寛政四)
- 一八〇六(文化三)
- 一八〇八(文化五)
- 一八一〇(文化七)

松平朝矩、姫路から前橋に入封  
川越藩、家中給与の半知借上げ(一〇〇／  
前橋城川欠のため川越城に移る、前橋城  
は廢城  
直恒が藩主を襲封(七／二九)  
直恒、四品・大和守に叙せられる(二  
二／一八)  
直恒、東照宮・三芳野天神社修復助役に  
より賞される(四／二五)  
浅間山噴火(七／八)、川越藩、家臣の俸  
禄を大幅に借上げ、代償として勤務を軽  
減する(一一／二八)  
直恒、藩財政困窮につき藩風改革を令達  
する  
直恒、侍従となる(二二／一六)  
川越藩、義用金制度の創設(二〇／三)  
川越藩、相州分領支配を江戸表役所の直  
接支配とする  
那代所の機構改革を実施(九／  
分領支配を江戸表役所から川越町在奉行  
の取り扱いとする  
川越藩、相模沿岸警備の任を解かれる

(二ノ〇)、直温なおのぶが藩主を襲封(三ノ一四)、直温、従四位下大和守となる(二二ノ一六)

一八二五(文化二二)

一八二六(文化二三)

直温、侍従に任ぜられる(二二ノ〇)

直温、上洛を命ぜられる(四ノ二二)、直温死去(七ノ二八)、齊典なりつね(矩典)が藩主を襲封(閏八ノ二七)、従四位下大和守に任ぜられる(二二ノ一六)

一八一九(文政二)

川越藩、勸農掛を任命(四ノ〇)、御用商人横田家を五〇〇石どりとし、藩財政全般を担当させる

一八二〇(文政三)

一八二二(文政四)

川越藩、相模海岸警備を命じられる

武蔵国埼玉・葛飾両郡の諸村が上知され、相模国三浦・鎌倉両郡のうち一万五〇〇石が与えられる(五ノ二)、川越藩、相州分領に郷中条目を発する(二一ノ〇)

一八三二(文政五)

川越藩、房州沖に異国船(サラセン号)渡来につき、川越より相模に人数を出す(五ノ二)、永続金制度の創設(二二ノ〇)

一八三三(文政六)

齊典、藩財政の窮乏を訴え、家臣に財政を公開する(二ノ一四)

一八二七(文政一〇)

幕府、文政改革に着手し関東全域に改革組合村の結成を指示する、川越藩、領内に独自の組合村(頭取名主制)を設置する(閏六ノ四)、齊典、將軍家齊の二十四男紀五郎を養子に迎える(七ノ二)

一八二八(文政一一)

齊典、旧姫路領への転封を願ひ出る(五ノ二)

一八二九(文政一二)

齊典、近江国分領の上知と川越城付の代知を願ひ出る(二一ノ二九)

一八三〇(文政一三)

正名講(藩営無尽)の設置、齊典、日光社参、

一八三一(天保二)

一八三二(天保三)

一八三三(天保四)

一八三六(天保七)

一八三五(天保六)

一八三七(天保八)

一八三八(天保九)

一八三九(天保一〇)

一八四〇(天保一一)

一八四二(天保一三)

齊典上洛(四ノ〇)、

川越藩、馬喰町御用屋敷貸付金返納猶予願を提出

川越藩、馬喰町御用屋敷貸付金返納猶予願を提出

川越藩、財政窮乏のため面扶持擬作を命じる(二一ノ〇)

齊典、従四位上少将に任ぜられる(二ノ五)、齊典と改名、川越藩、馬喰町御用屋敷貸付金返納猶予願を提出

アメリカ船モリソン号が浦賀に来航し、浦之郷陣屋詰の川越藩兵が出動(六ノ二九)

齊典、江戸城西丸再建につき一万二〇〇〇両献上(五ノ二)、齊典・齊省なりきた(紀五郎)父子、前橋城帰城を願ひ出る(八ノ〇)

川越藩、幕府から一万両の恩貸を受ける(二一ノ二二)

三方領地替を命じられる(二ノ二)、川越藩領民が藩に借財整理を要求して騒ぐ(二一ノ〇)

齊省死去(五ノ一六)、三方領地替の中止、幕府、川越藩に二万石を加増する(七ノ二二)

天保の薪水給与令(七ノ二三)、川越藩、再度相模海岸警備を命じられる(八ノ二)、川越藩、相州警備のため領内に百石につき三匁二分の高懸金を課す(九ノ二六)、

一八四三(天保一四)

川越・忍両藩、幕府から一万両拝借(一〇〇〇〇)

一八四四(弘化元)

川越藩、警衛場のため江戸城修築の上納金を免除される(一一〇〇)

一八四五(弘化二)

アメリカ船マンハッタン号房総沖に来航し、川越藩などの船が出動(二〇〇)

一八四六(弘化三)

川越城焼失(四〇〇)、幕府、川越藩に異国船江戸湾侵入阻止を命じる(四〇〇)

一八四七(弘化四)

三浦半島東海岸を川越藩、西海岸を彦根藩が警備担当となる(二〇〇)

一八四八(嘉永元)

幕府より一万両を拝借する(三〇〇)、川越藩相州分領のうち三浦・鎌倉両郡の一萬四〇〇〇石が上知される(六〇〇)

一八四九(嘉永二)

幕府、川越藩に上知を命じた相州所領の代知として、近江・武蔵・上野三国の所領を与える(一一〇〇)

一八五〇(嘉永三)

鎌倉郡十四ヶ村が東海道助郷免除を願い出る(六〇〇)

一八五二(嘉永五)

イギリス軍艦マリナー号が来航し、川越藩、観音崎陣屋から出動(閏四〇八)

一八五三(嘉永六)

典、海防意見を幕府に上申(六〇〇)、齊典、財政窮乏により食禄給与方を改める(二〇〇)

一八五七(嘉永十)

川越藩、幕府に資金貸与・転封増封を願い、返済金延期のみを許される(二二〇)

一八五九(嘉永十二)

齊典死去(一〇〇)、典則が藩主を襲封(三〇七)

一八六〇(嘉永十三)

川越藩、水主人足不足のため藩領内の多摩郡・児玉郡などの村と海岸付村の引き替えを願い出る(五〇〇)

一八六二(嘉永十五)

川越藩、年賦貸与の法を定める(二二〇)

一八六三(嘉永十六)

川越藩、相州海岸警備を免除され、江戸湾一之台場警備を命じられる(二一〇)

一八六四(嘉永十七)

幕府より一万両を拝借する(三〇〇)

(一九九七年二月一六日稿了)